

茨城県農業共済組合連合会と(株)日本政策金融公庫水戸支店農林水産事業との農業経営の安定化に資する連携協定の覚書の締結について

【目的】

農業者の経営改善支援及び農業経営収入保険など農業保険制度の普及に向けた活動等に係る連携を円滑に行い、相互に協力し、地域農業の振興を図ることを目的とする。

【業務連携事項】

- ①農業者の経営改善支援及び保険制度の普及等に係る具体的方策
 - ②地域内における農業情報・業界動向
 - ③その他連携・協力に係る必要事項
- 以上の協議及び情報交換を行う。

【期間】

令和3年4月1日（木）より1年間。以降1年ごとの自動更改

【情報共有の効果】

今回の覚書締結により、農家へ相互の事業の情報提供が行われ、農家は被災時には収入保険への保険金請求や、復旧のための融資など迅速な支援で農業経営の安定化が図れます。

また、収入保険への加入契約時に係る費用（保険料等）は日本政策金融公庫の無利子融資の対象となり農家の負担分散が図られます。

日本政策金融公庫より融資を受けた場合でも、収入保険に加入することで災害による減収や農産物価格の下落により収入が減少したときにも保険金により返済が計画通りに進められます。

相互の事業の情報を共有し連携することで農家の経営安定を図ります。